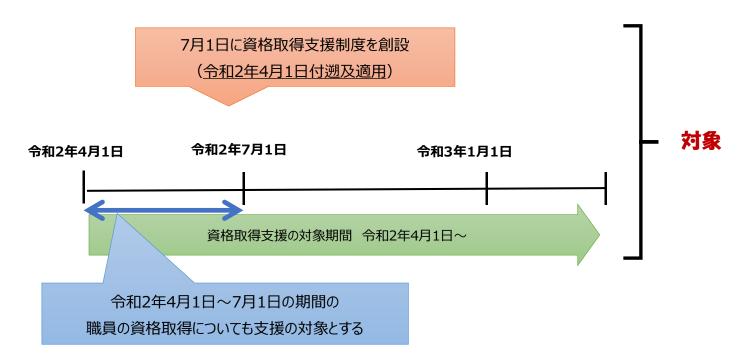
必ずご確認ください!!≪対象事業所要件に関する注意事項≫

【対象事業所の要件】

令和2年4月1日現在、「介護職員初任者研修」「実務者研修」、「介護福祉士資格」の三つ全ての 資格取得支援制度を有する。

※資格取得支援制度について、令和2年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員 の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合(4月1日に遡及して適用する)は、本事 業の対象となります。

参考例



必ずご確認ください!!≪補助対象経費の範囲に関する注意事項≫

【補助対象経費の範囲】

令和2年度は、新規対象者については補助対象期間の開始月から令和3年3月31日まで、継続対象者については令和2年4月1日から令和3年3月31日までに補助対象者に支払った奨学金返済手当等が補助の対象となります。

なお、**補助対象とするには、支給日が令和3年3月31日以前である必要があります。**「3月分の 奨学金返済手当」を4月以降に支給した場合は、令和2年度の経費としては対象外となりますので、 ご注意ください。

例

- ・手当の支給額 対象職員の一月の奨学金返済額を手当で支給。
 - 当月分の給与(手当含む)を翌月に支給する。(例:4月分の給与は5月に支給)
- •奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月•1月)

単位:(万円)

														T 12.	(>) 1/
			令和2年度											令和	3年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
対 象 者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1
	賃金計算期間	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1
人	給与支給		1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	X	1

令和2年度中に法人が支給した額(点線)が補助対象。 例の場合、5月~3月に支給した23万円が令和2年度の補助対象となる。

必ずご確認ください!!≪補助対象経費に関する注意事項≫

【補助額に関する注意事項】

補助額は、以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。

- ①在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額
- ②対象者の奨学金返済額
- ③補助基準額(月5万円×在籍期間)

なお、対象者が退職や対象外事業所へ異動し、補助の対象外となった場合、**当該対象者の退職・異動** までに手当等が支払われる必要がありますので、ご確認ください。

例:手当で支給する場合

- ・手当の支給額 手当2万円/月(年間返済額24万円/12ヵ月)
- ·奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月·1月)
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度開始は4月からとします。

計画時							令和:	2年度						単位:
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	^対 象 奨学金返済額 者	i 1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
_	法 人 手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

①手当支給額 18万 ②奨学金返済額 15万 ③補助基準額 45万 (5万×9月) を比較して最も低い額<u>15万</u> が補助対象となる。

在籍期間4月~12月中の、

対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

実績報告時						令和:	2年度						単位:(万円)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	12月までの計	
対 象 奨学金返済額 者	頁 1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15	
法 大 手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	18	

例:一時金・賞与で支給する場合

- ・一時金(賞与)の支給額 一時金(賞与)で年間返済額24万円を支給
- ·奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月·1月)
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度開始は4月からとします。

	31 		令和2年度												
計画時		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
対 象 者	奨学金返済額	i 1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	
法人	一時金で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	

在籍期間4月~12月中の、 ①手当支給額 0 ②奨学金返済額 15万 ③補助基準額 45万 (5万×9月) を比較して最も低い額が0 (支給する前に退職)のため、補助額は0円となる。

対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

実績報告時						令和:	2年度						単位:(万円	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	12月までの計
対 象 奨学金返済額 者	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15
法 人 一時金で支給							Andrew 201 (191 (191 (191 (191 (191 (191 (191 (1					24	24	0

必ずご確認ください!!≪長期休業に関する注意事項≫

対象者が本事業利用中に長期休業に入る場合の取扱いについては以下のとおりです。

【①休業期間中に当該対象者が奨学金返済を継続する場合】

休業中に当該対象者が奨学金返済を継続しており、かつ法人から当該対象者に手当等が 支給される場合、補助の対象となります。

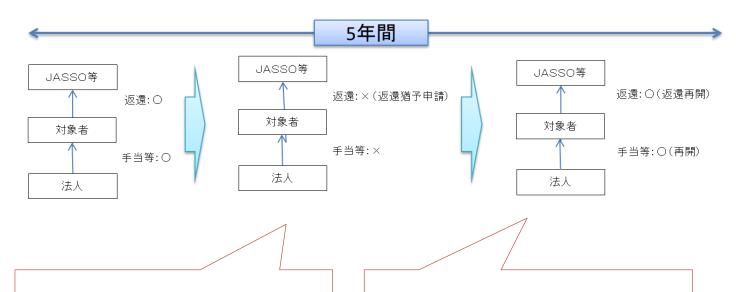
また、休業期間は補助対象期間(5年間)のうちに含まれます。

※他の補助要件を満たしていることが前提です。

【②休業期間中に当該対象者が返還猶予制度を活用した場合】

休業中に当該対象者が奨学金返済の猶予制度を活用した場合、以下の取扱いとなります。 また、休業期間は補助対象期間(5年間)のうちに含まれます。

※他の補助要件を満たしていることが前提です。



この期間は奨学金の返済がなく、手当等の支給もないため、補助金の支給の対象とはなりません。 ただし、対象者名と返還猶予期間中である旨を法 人が都へ申請することで復帰後、補助対象となり ます。

※返還猶予中であることの証明書の提出必須

奨学金の返還を再開し、手当等の支給も再開した場合、補助金支給の対象とします。

ただし、補助対象期間開始月から開始する資格取得 要件を満たしている必要があります。

また、返還猶予期間中、補助金の支給はありません が、補助対象期間5年間の中に含まれます。